

陳情第25号

全国都道府県議会議長会会長の適格性検証及び地方六団体による対応を求める陳情書

令和8年6月22日受理

陳情者



小 松 凜 太

【陳情の趣旨】

現在、地方自治法第263条の3の規定に基づき総務大臣へ届け出た全国的連合組織である「全国都道府県議会議長会」において会長職にある福岡県議会議長・藏内勇夫氏に関し、公費による海外視察に係る契約手続及び支出の問題、県職員組織を利用した政治資金パーティー券購入の働きかけに関する報道など、地方議会に対する住民の信頼を損ないかねない事案が指摘されている。

さらに、これらの問題に関する報道機関の取材に関連し、議会棟内での取材及び撮影に一定の制限を設ける運用案が検討されていたことが明らかとなり、その後撤回されたものの、報道の自由及び住民の知る権利との関係から大きな社会的議論を招いた。

全国都道府県議会議長会は、全国の都道府県議会を代表する組織として、地方自治の発展及び地方議会の品位保持に重要な役割を担っている。その会長に対してこれらの疑義が生じていることは、地方議会全体に対する住民の信頼に重大な影響を及ぼしかねない。

よって、奈良市議会において、本件の重要性を踏まえ、奈良市議会議長から全国市議会議長会に対し、地方議会全体の信頼回復及び自浄能力の発揮の観点から、全国都道府県議会議長会に対する適切な対応及び必要な検証が行われるよう働きかけることを求める。

【陳情理由】

地方自治及び民主主義は、主権者である住民からの信頼の上に成り立っている。

地方自治法第263条の3に基づく全国的連合組織は、地方自治に関する事項について内閣及び国会に意見を提出することができる重要な地位を有しており、これらの組織は一般に「地方六団体」として広く認識されている。そのため、これらの組織を代表する役職者には、高い倫理観、説明責任及び法令遵守意識が求められる。

今回報道されている諸問題は、一地方議会における問題にとどまらず、全国の地方議会全体に対する信頼やガバナンスの在り方にも影響を及ぼす可能性がある。特に、報道機関の取材活動に関する制限案については、住民の知る権利及び報道の自由との関係から強い批判が生じており、地方議会の透明性や説明責任の観点から慎重な検証が必要である。

奈良市議会が所属する全国市議会議長会は、地方六団体の一員として全国の地方議会との連携関係を有している。したがって、奈良市議会においては、地方議会全体の信頼回復及び品位保持の観点から、全国市議会議長会を通じて全国都道府県議会議長会に対する適切な対応や検証を求めることが望まれる。

以上のことから、奈良市議会におかれては、地方自治の健全な発展及び地方議会に対する住民の信頼確保のため、必要な働きかけ及び意思表示を行われるよう強く求める。